

○個人情報保護委員会規則第 号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）第二十九条の三第一項に基づき、特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 年 月 日

個人情報保護委員会委員長 丹野 美絵子

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則の一部を改正する規則

特定個人情報の取扱いの状況に係る行政機関等に対する定期的な検査に関する規則（平成二十八年特定個人情報保護委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

	改正後	改正前
備考 表中の「」の記載は注記である。	<p>（委員会による検査）</p> <p>第二条 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、<u>おおむね一年</u>から四年ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものは除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。</p> <p>一～四 「略」</p>	<p>（委員会による検査）</p> <p>第二条 個人情報保護委員会（以下「委員会」という。）は、<u>おおむね二年</u>ごとに、行政機関、独立行政法人等及び地方公共団体情報システム機構が保有する特定個人情報ファイル（次に掲げるものは除く。）に記録された特定個人情報の取扱いの状況について検査を行うものとする。</p> <p>一～四 「同上」</p>

附則

この規則は、公布の日から施行する。